

# 林 政 審 議 会 議 事 録

- 1 日時及び場所 平成13年10月15日(月)  
KKRホテル東京 11F孔雀の間

- 2 開会及び閉会の時刻 13:30～15:21

- 3 出席者

委 員 佐々木会長 有馬委員 飯塚委員 井本委員 大國委員

岡島委員 小澤委員 海瀬委員 加倉井委員 加藤委員

菊池委員 久我委員 倉沢委員 栗原委員 木平委員

小林委員 佐川委員 瀬田委員 速水委員 松本委員

安原委員 吉田委員 芳村委員

幹 事 関係省庁

林野庁

- 4 議 題

議 事 (1) パブリックコメントの結果概要等について

①森林・林業基本計画(案)

②全国森林計画(案)

③林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針（案）

④望ましい林業構造の方向について

（２）「森林・林業基本計画（案）」、「全国森林計画（案）」及び「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針（案）」の諮問及び答申について

## ５ 議事の内容

午後１時３０分 開会

○事務局 お待たせいたしました。予定の時間が参りましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきたいと存じます。

委員の出欠状況についてご報告をさせていただきます。委員は全部で30名でございますが、現時点で21名の委員の方のご出席をいただいております。したがって、林政審議会令に基づきまして定足数を満たしておりますので、本日の審議会は成立いたしております。なお、本日は諮問答申が行われる予定でございますので、後ほど武部農林水産大臣が出席させていただく予定になっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○会長 本日は委員並びに各省の幹事の方々、ご多忙中のところご参集いただきましてまことにありがとうございます。

まず、本日の議題の最初に長官からごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○長官 委員各位におかれましては、ご多用中にもかかわらず、ご出席をいただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は森林・林業基本法に基づく「森林・林業基本計画」、森林法に基づく「全国森林計画」、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通合理化に関する事項についての基本方針」の3つの計画・方針につきまして諮問をさせていただくことを予定いたしております。

7月になりましてから、4カ月弱でございますが林政審議会を7回ほど開催をさせていただきまして、また地方での公聴会もやらせていただいたわけでございます、大変お忙

しい中で多大のご協力をいただいたところでございます。いよいよ最終案が整いましたので、本日、諮問をさせていただきたいというふうに考えているわけでございまして、後ほど事務局より最終案の内容についてご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りたいと思っております。

以上、簡単でございますが、心からのお礼を申し上げまして開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

事務局の方から配付資料の確認を、まず最初をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 本日は、資料番号1から7まで7つの資料を配付させていただいております。

1番が森林・林業基本計画（案）に対する意見の概要、2番が森林・林業基本計画（案）、3番が全国森林計画（案）に対する意見の概要、4番が全国森林計画、5番が林業経営基盤の強化等についての基本方針の見直しに対する意見の概要、6番が林業経営基盤の強化等についての基本方針（案）、7番が望ましい林業構造の方向についてでございます。よろしくご確認のほどをお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

本日は、これまで当審議会において検討してまいりました森林・林業基本計画（案）、全国森林計画変更（案）、それからもう一つは経営基盤強化法の基本方針変更（案）の諮問答申を行う予定にいたしております。

まずは、先般行いました一般からの意見聴取の結果概要と、それを踏まえた計画案、基本方針案の修正の考え方についてご説明をしていただきたいと思います。相互に関連をいたしておりますので、説明は一括してお願いしたいと思います。また前回、説明を受けました「望ましい林業構造の方向について」も修正があるようでございますので、あわせてご説明をお願いしたいと思います。

それでは、企画課長、よろしくお願いいたします。

○事務局 お手元の資料1の「森林・林業基本計画（案）に対する意見の概要」という資料をごらんいただきたいと思います。いわゆるパブリックコメントを、1にありますように平成13年9月21日から10月1日まで11日間、意見を広く募集いたしました。その結果、

意見が52件提出されておりまして、内訳は個人が9、地方公共団体が1、団体・法人が42ということになっております。

提出された項目数が 385ありまして、重複を排除いたしますと 198項目ございました。

4番がその処理状況でございますが、まず1としまして、意見をいただきましたが、この趣旨は既に基本計画（案）に記述していると思われるものが47項目ございます。1つの例としましては、ここにありますように林産物の供給需要目標については海外との絡みが大きいため、国としての国産材の需要を拡大する考え方を明確にし、リーダーシップを発揮される必要があるというものがございました。

2番が、ご意見をそのまま記述することは困難でありますけれども、一部意見の趣旨が基本計画に既に記述されているというものが62項目ございます。1つの例といたしまして、集約化については、さまざまな林家の実状に対応した緩やかな制度の中で緩やかな集約化という視点も必要であるという意見がございます。

次に3番ですが、ご意見を踏まえて修正をするというもの、これが5項目ございました。2つばかり例を挙げておりますが、松くい虫被害がまだまだ高水準であることから、森林病害虫について記載すべきである。それからもう一つ、山村地域の活性化には特用林産物振興が必要であり、森林資源に特用林産物があることを明記すべきであるというご意見がございました。

それから4番目は、意見の趣旨をそのまま記述することは困難であります、今後の検討課題等としていきたいというもの、これが84項目ございます。1つの例が新たな理念と目標達成の成否は推進主体である流域・地域の体制いかににかかっており、地域におけるさまざまな活動に対する直接支払い、公的支援、税制、価格対策等公的関与の範囲を拡充することが必要であり、公益的機能の非市場性に着目した新たな視点での施業の検討方向を定めることが必要である、というようなご意見がございました。これが全体 198項目の処理状況でございます。

具体的なご意見は、以下、1ページ以降、資料をおつけしておりますが、時間の関係で説明を割愛させていただきます。

続きまして、資料2の森林・林業基本計画（案）をごらんいただきます。今回、このようなパブリックコメント等も踏まえまして幾つか修正をさせていただいております。修正カ所につきましては、アンダーラインを引いておりますが、太いアンダーラインがパブリ

ックコメント等のご意見によりまして修正した箇所でございます。それから細いアンダーラインの部分が、むしろ文章の適正化という観点から表現をあらためたという趣旨のものでございます。したがって、太いアンダーラインの修正箇所を中心にご説明をさせていただきます。

まず、2ページをごらんいただきます。2ページの（２）のところ、「また、国際的にも違法な森林伐採など」というところです。このところは委員からのご意見等もございまして、ここに新たにこの文章を挿入しております。違法伐採の関係についてもここで記述するというところでございます。

それから次の3ページでございますが、（５）のところ、このアンダーラインの部分は適切な表現にするということで、会議の名称等を正式な名称に変えております。

それから（５）の第2番目のパラグラフのところでございますが、「木材は」で始まるパラグラフで、その3行目に「負荷の少ない循環を基調とする社会経済システムの実現に資する」。この辺の表現は関係省庁との協議の結果、従来は「循環型社会の形成に資する」というような表現だったと思いますが、このような表現に改めております。

この（５）の第1のパラグラフが、従来は（５）のままでしたわけですが、第2のパラグラフの「木材は」以下の部分が（６）、もう一つ新しい項を立てておりましたけれど、今回、この2つを一緒にいたしまして、この項目の整理を行っております。その関係で以下、括弧の中の項目の数字が繰り上がっております。

（６）のところでございますが、このアンダーラインの部分は、これも各省庁との協議の結果、表現を適正にするということにしております。

それから、次でございますが、5ページをお開きいただきます。5ページの1の上から3行目でございます。「災害の発生につながる」というところでございますが、ここも関係省庁との協議の結果、このような表現に変えております。

それから、次が7ページでございますが、3の「林産物の供給及び利用の確保」の真ん中あたりのところですが、「これまでのような規模の着工は期待できない」、ここはパブリックコメントの方で意見がございまして、この「着工」という言葉を加えております。

それから、下の方の「その有効利用の促進が循環を基調とする社会経済システムの実現に資する」、ここも従来、「循環型社会の形成」という表現だったと思いますが、関係省庁

との協議の結果、このような表現に改めさせていただいております。

次の9ページでございます。(2)の①、森林の区分というところの真ん中のあたりですけれども、「我が国の森林蓄積は着実に増加し」というくだりです。ここも関係省庁との協議によりまして、一部表現を変えております。

それから、下の方へ行きますして「優良大径木等を有する」というくだり。ここは委員からのご意見もありまして、質の高い森林の1つの具体的な例示をここに加えさせていただきました。

それから、下の注意書きでございますが、これは関係省庁との協議の中で、こういうような注を置くということにさせていただきました。

次が13ページに飛びますが、中央あたりの「天然生林施業」のところでございますが、「自然の推移に委ねることを基本とし」、これはパブリックコメントがございまして、このような字句を挿入させていただきました。

次が15ページでございます。下の方の「また、不法投棄や山火事、病虫害・野生鳥獣」、ここは先ほどご説明しましたパブリックコメントにより、ここに「病虫害」という言葉を挿入させていただいております。

次が16ページでございます。「森林と人との共生林」のところの2番目のパラグラフで「生態系として重要な森林を適切に保全するとともに」、これは関係省庁との協議の結果、このような字句を挿入させていただいております。

それから、その次のパラグラフの「この場合、国有林野の保護林制度云々」というところでございますが、ここにつきましても関係省庁との協議等を踏まえまして、国有林野あるいは自然公園制度について言及する字句を加えさせていただいております。

次の17ページの真ん中あたりに「地域産業の振興等にとっても」の「も」という字がありますが、これも関係省庁との協議で挿入させていただいております。

次が19ページでございますが、2番目の項の「森林区分を包括する林道」のところ、  
「公道と連絡することにより」という、ここも関係省庁との協議の結果、表現を修正させていただいております。

次が21ページでございます。④の「山村地域の活性化」のアの「山村地域の定住の促進」の項でございますが、ここに「木材、きのこ等」ということで、パブリックコメントを踏まえまして、具体的な産品名をここに挿入させていただいております。

次が30ページに参ります。イの「木材利用推進の課題」のところでございますが、この「循環を基調とする云々」というところ、これは先ほどと同じように「循環型社会」というところを、このような表現に関係省庁との協議の結果、変えさせていただいております。

次が38ページになります。②の「山地災害等の防止と復旧」の項でございますが、「被害を最小限にとどめるとともに地域の安全性の向上に資するため」、それから下の段で、「地域の森林等を適正に保全する」、この2つの表現ですが、上の方は関係省庁との協議によりまして表現を整理いたしました。それから下の「地域の森林等を適正に保全する」というところは関係省庁との協議によりまして、このような文言を挿入させていただいております。

それから、次が40ページに参りますが、①の「就業機会の増大」のところの最後のパラグラフ、この文章は原案では②の「生活環境の整備」の方に入っていたわけですが、関係省庁との協議の結果、これを①の方に移動させていただいております。

41ページに参りまして、真ん中のあたりの「保健」という言葉、これは関係省庁との協議によりまして追加をさせていただいております。

それから、次に47ページに参ります。(3)の「林産物の輸入に関する措置」のところでございますが、「なお」という言葉と、「また、海外での違法伐採の現況把握とともに、国内関係者の間での違法伐採問題への理解を深めることに努める」、ここは関係省庁との協議の結果、このような文言を挿入させていただいております。

以前、お渡ししました案との関係で、今回、修正させていただいた点は以上でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○会長 どうもありがとうございました。

続きまして、計画課長の方から、よろしくお願いします。

○事務局 全国森林計画（案）に対する意見の概要についてご説明させていただきたいと思います。

全国森林計画の案につきましても、一般の意見を聞くということで対応いたしました。募集期間は基本計画よりは若干おくれましたが、9月26日から10月4日までの9日間というところで行ったところであります。

提出者別の件数ですが、全体で6件、そのうち個人が1人、地方公共団体が1つ、その

ほか団体・法人が4ということで意見が出されました。

提出項目数につきましては、重複はなく32項目という状況になっております。

これらの意見の処理状況ですが、基本計画の場合と同じように4つの方法で処理することにしております。まず1つ目といたしまして、意見の趣旨が既に案の中に入っているということで整理したものが4項目、例示いたしますと、森林所有者の意向を十分くみ取り、所有者の知らないうちに3区分することのないよう、目的・施業・つくり上げる森林の姿等をよく説明するよう、県を指導されたいというものでありました。

2番目として、趣旨の一部を既に入っているというものにつきましては、9項目挙げられました。例示いたしますと、育成単層林施業については、「伐採跡地には郷土樹種や広葉樹も考慮に入れる」とあるが、手入れができない育成単層林については積極的に天然林への転換を図るべきというような内容がありました。

それから、3番目として修文するもの。これは1項目だけですが、「適切な保育・間伐等を推進」を「適切な造林、保育間伐等を推進」とするように、後でご説明はいたしますが、適切に整理をするということにいたしましたものであります。

それから、4番目として今後の検討課題ということで、森林の公益的機能の価値を数値的に盛り込んだ形で表現した方が説得力がある。あるいは里山林の整備に当たり、択伐、間伐を行う場合は生態系を損なわないための科学的データに基づいて行うべき、というような意見が18項目ありました。

以上が意見と、意見の処理状況についてであります。後ろにそれぞれの項目に対する考え方というのを整理しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、こういうパブリックコメント、さらには先ほどの基本計画の修正に基づくものの、関係省庁との調整ということで、全国森林計画につきましても若干の修正を加えておりますので、その点をご説明申し上げたいと思います。

資料4でございます。まず開いていただきまして目次で1つ変更しているところがあります。下線の部分で、前の案では「資源循環利用林の施業に関する事項」としていたところですが、後でご説明します修正によりまして、目次の方をこのように変えることとしたものであります。

続きまして、1ページ目をお願いいたします。下の方に「この吸収源・貯蔵庫としての機能を発揮を確保し、我が国が京都議定書において認められた吸収源を確保できるよう十



分配慮する」ということですが、ここにつきましては、関係省庁との意見、あるいは基本計画との関係等を整理しまして、こういう表現ぶりを追加したものであります。

それから、3ページ目、上の文で「または木材等生産」というところに下線が引いてありますが、従来、最初の方に、水源涵養の前に木材生産というものがありましたけれども、機能の順序の統一ということで後ろの方へ持ってきたものであります。

それから4ページ目です。これは区分ごとの森林整備の基本方針というところでまとめたものでありますが、まず左側の部分で、「山地災害を防ぐ施設」に下線を引いてありますが、前の案では「土砂の流出・崩壊を防止する施設等の治山施設」という形で整理していたわけですが、関係省庁等との調整がありまして、「山地災害防ぐ施設」ということで整理したところであります。

それから、右側に参りまして、上から4行目、「土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他の災害の防備のための森林」というところですが、これにつきましても関係省庁との調整の結果、こういう表現にいたしました。

それから、次の下線ですが、「地形、地質等条件を考慮した上で」というものを、これも関係省庁との調整の上、追加したというところであります。

それから、「具体的に」以下、これは後ろの部分と前の部分をひっくり返して文章を整理したというところであります。それとともに、最後の「山地災害を防ぐ施設」につきましては、左側と同様の観点から修正を行ったところであります。

それから、下の方に行きまして、「森林として」、それから「に区分する」ということで下線が引いてありますが、これは文章の適正化ということで整理したものであります。

それから、注意書きにつきましては、基本計画の中で注意書きがされておりますが、それをこちらの方にも記載することとしたものであります。

それから、8ページ目です。表の最後の注の3の部分、若干追加しております。「3区分別整備対象面積は」というところから、次の部分から「森林・林業基本計画……区分ごとの整備対象面積をもとに」というのを正確を期する意味で加えたというところであります。

続きまして、13ページ、2の「重視すべき機能に応じた森林区分ごとの施業に関する特記事項」であります。これにつきましては、先ほど目次のところで若干触れましたけれども、従来、資源の循環利用林のみをここで記載していたわけですが、3機能に区分するというので、それぞれの機能ごとに触れておく必要があるだろうということで整理をした

ものであります。したがってまして水土保全林につきましては、下のⅢの「公益的機能別施業森林の整備に関する事項」の中で触れるということを明記したものであります。それから「森と人との共生」についても同様の表現ぶりにし、「資源の循環利用林」だけ、ここに出てくるようなことのないような形で整理したものであります。

それから、真ん中辺に「造林、保育及び間伐」ということですが、先ほどのパブリックコメントの中でご説明しましたように、「造林、保育間伐」というものを正確に記するために「造林、保育及び間伐」という表現ぶりにしたというところであります。

それから、14ページは文章の整理ということです。

それから、15ページにつきましても下線の部分については文章を整理したというところであります。

それから17ページ、上の方の「公道と連絡することにより」ということですが、これも基本計画のところでご説明しましたように、関係省庁との関連でこういう表現ぶりにいたしました。

23ページですが、注の部分の表現ぶりですが、これも前段でご説明したとおり、関係省庁との整理の結果、基本計画がこういう表現にいたしましたので、こちらも合わせたというところであります。

前回、ご説明しました案から修正されたのは以上であります。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、経営課長、続いてどうぞ。

○事務局 私からは、林業経営基盤の強化等に関する基本方針、望ましい林業構造の方向について、この2点について説明させていただきます。

まず1点目の林業経営基盤の強化等に関する基本方針についてでございますが、資料5にございますように、9月28日から1週間、パブリックコメントに付してございます。提出件数は3件ございまして、個人が1件、地方公共団体が1件、法人が1件ということで計17項目の意見が出されたところでございます。

その処理状況でございますが、4にございますように、既に基本方針に趣旨を反映しているものが1項目、例としましては路網整備の促進がございます。

2つ目のカテゴリーで、意見をそのまま記述することは困難でありますけれども、趣旨の一部を既に取り入れているというものにつきましては5件ございまして、例としまして

は、ここにございますように「意欲が低下している中で森林所有者等の意思決定を前提とした受委託の促進ではなく、意欲ある林業事業体等が独自の判断で事業を実施する仕組が必要である」といったご意見が出されております。

それから、3つ目の区分で、修正が必要であるものというものが1件ございまして、表現の適正化に関するものがございました。

それから、4つ目のカテゴリーで、今後の検討課題等に関するものですが、これは10項目ございまして、例としましては二酸化炭素税の導入等がございました。

これらの詳細につきましては、次ページ以降にございますが、内容は省略させていただきます。

続きまして、資料6に、今のパブリックコメント等を踏まえ、前回ご了承いただきました案の修正についての方針案がございます。修正箇所につきましては、アンダーラインを付した部分でございますけれども、個別に説明申し上げますと、まず1ページ目の14行目になりますが、これは文章の意味を明確にするために「林産物の供給機能にとどまらず」、この部分を追加してございます。

次に、21行目の「林業経営意欲」の部分でございますが、「林業」という部分の意味の明確のために追加してございます。

2ページ目でございますが、2行目の「そんな色」、漢字を使っておりましてのですが、平仮名に直してございます。

4行目の「、」を追加してございます。

3ページ目に移りますが、9行目の「林業経営」の括弧書の部分でございます。これはこの文尾についておりましてのですが、全体の流れを明確にするために、この「林業経営」の後に、「(長期の施業委託や経営受託を含む)」という括弧書をこちらの方に移してございます。

それから、同じく(ア)から(ウ)の文中でございますが、表現の統一を図るために「関する」という表現と、文の終わりの「こと」を、それぞれの文章の後に加えてございます。

4ページ目でございますが、1行目の「推進等により」、これは「推進等による」という表現だったわけでございますけれども、これを明確にするために「より」に修正してございます。

26行目の「特に」の後の「、」の追加です。

同じ行で「経営受託によるものの確保」という表現を「経営受託による事業の確保」と「もの」を「事業」と変えてございます。これも表現の明確化でございます。

以上が修正箇所でございますが、4ページ目の1行目の「推進等による」を「より」に直した部分はパブリックコメントによる修正でございまして、それ以外の部分は文章の適正化を図るための内部的な修正ということでございます。

以上が林業経営基盤の強化に関する基本方針の関係でございまして、続きまして資料7の「望ましい林業構造の方向について」の説明に移りたいと思います。これは9月19日にご議論いただいたわけでございますけれども、その際のご指摘を踏まえまして、その後の検討による修正箇所を説明したいと思います。

参考部分にございます林業労働力の見直しに関してでございますけれども、多面的機能の発揮にかかる労働力の反映の有無について委員の方からご意見、ご指摘がございましたので、これにつきまして検討を行ったところでございます。これにつきましては、現時点でのニーズが必ずしも明確ではないということでございますので、9ページの②に示しました専門的な林業就業者の数につきまして、前回の資料では5万7,000人という数字を設定したわけでございますが、ここに幅を持たせまして、5万5,000人から6万人ということに修正したところでございます。

なお、この望ましい林業構造の方向につきましては、森林・林業基本計画の公表に併せ公表したいと、考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

この森林・林業基本計画につきましては、林政審議会として基本計画の骨子、基本計画素案、さらに基本計画案を検討いたしまして、その上で一般から意見聴取も経て、本日の基本計画案が示されたわけであります。全国森林計画変更案も、引き続きましてご説明いただきました経営基盤強化法の基本方針変更案も同様であります。十分に練られたものができ上がったのではないかというふうに考えていますが、特段のご意見、ご質問があれば、ここでお願いしたいと思います。どうぞ。

○事務局 先ほど基本計画の修正箇所を説明する際に、1点、言い忘れたことがありまして、済みません。

資料2の基本計画（案）の51ページをお開きいただきたいと思います、参考付表のところでございます。この案ではこの括弧の中で「森林・林業基本計画の参考として閣議に提出されるものであり、閣議決定されるものではない」という記述がありますが、今のところ、この参考付表は閣議にも提出することを考えておりませんので、したがって、この括弧の中は「森林・林業基本計画の参考であり、閣議決定されるものではない」と修正をお願いしたいと思います。どうも失礼しました。

○会長 「森林・林業基本計画の参考であり、閣議決定されるものではない」ということです。

それでは、ご意見をお伺いしたいと思います、どなたかございますでしょうか。

○委員 基本計画の中の「多面的機能の発揮に関する目標」の件でございますけれども、これは今回、計画が決まった後、この計画の中でも5カ年ぐらいを1つの目途に新しく見直すというような表現がございますので、次期計画に向けても要望でございますけれども、この本計画では24ページに示してありますように、多面的機能の目標につきましては森林の面積と、総蓄積量と、総成長量というふうな数字目標が出ているわけでございますが、最近、森林に対しての公益的な役割の評価というのが非常に高いわけでございます。それを少し分解しますと、森林に対しましては国土の保全とか、水源の涵養とか、あるいは地球環境問題の温暖化防止の問題等々、そういう点におきましては公益的な機能の期待が大きいわけでございますが、そのことについては文章の中には随所にこの基本計画の中に述べられているわけでございますが、数字目標としての土砂の扞止量とか、水源涵養量とか、あるいは吸収量という、森林を整備することによってどれくらい向上するかというような目標数字が示されていないというような状況になっているわけです。

そういう点におきましては、なかなか数字を確定するのは難しいということは十分わかるわけでございますけれども、今後、次期の計画、5年をめぐりにして見直すという、こういうふうな言葉が入っておりますので、次期計画時には森林の公益的機能の指標というのを定めまして、その計画目標値を盛り込んでいただくようお願いしたいと思います。そのためには各種のデータを観測したり、あるいは解析したりという、そういうことが必要でございますので、調査研究体制を整えるということが必要でございますので、そういう点につきましては見解をお伺いできればというように思っております。

○会長 いかがでしょうか。どなたか、林野庁側からありますか。

○事務局 今回につきましては、今指摘された点につきましては、定性的に示す、それは具体的に示すことが技術的にまだ確立していない部分もございまして、定性的に示した上で、具体的目標としてはそういった定性的に示した公益的機能、多面的機能を発揮するための森林構成、林分構成を示して達成していく、こういう仕組みで目標を定めさせていただいたわけですが、ご指摘の点につきましては、技術的に可能かどうかも含めて、次回に向けて研究、検討させていただきたいと思います。

○会長 この点については、この前に、多分、私どもが学術会議等でもそういうことについて、ぜひとも林野庁にお願いということで報告書を出しているわけですが、これから森林総研等も含めてやっていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。ぜひともあちこちで、そういう数値というのはだんだん世の中で大切なことになってきましたので、よろしくお願いします。

ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

○委員 なかなか時間も差し迫っているようですので、これは御礼と、またお願いなんです。この資料の森林・林業基本計画の35ページになるんですが、森林整備のための地域における取り組みに対する支援についてということなんですが、これは平成14年度の政府予算編成に関して、平成13年7月5日に全国町村会からお願い申し上げていたことであります。この林政審議会、林野庁において林業における直接支払いは、林業に携わる者にとっては長年待ち望んでいた施策であります。森林・林業基本計画に明文化されて来年度の概算要求で森林整備地域活動交付金として制度化されることを大変期待もし、喜んでおるわけであります。

しかしながら、農業における中山間の直接支払い制度が、事前に多くの検討会、これは五、六年かかっております。そして、平成12年度に導入されたわけですが、私どもの林業、林業版直接支払いは、なかなか具体的な姿が見えなかったように思われます。私どもも半ばあきらめておった。どのようにして支払い制度関係がまとまるのかなと思っておったわけでありまして。今回の森林法改正によって、12月末の地域森林計画を受けて市町村森林整備計画の策定も控えております。それは私どもは3月までには完了しなければだめだということであるわけでありまして。

しかし、もうご存じのように、私どもの町村においては、事務の担当者が大変に不足いたしております。私どもも、昔の営林署に頼んで囑託になってくれないかというところま

で追い込まれておりまして、役場職員ではなかなか大変な町村が多々あるだろうと思っております。

したがいまして、事前の説明会等については、期間等、十分にご配慮いただいて、国県からの十分な指導をお願いいたしたい。重ねて申しますが、本当にこの問題については、委員の皆様方、また林野庁の関係者の皆様に深く感謝申し上げまして御礼とお願いにかえさせていただきます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかに何かご質問とか、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員 時間がありますでしょうか。

○会長 時間はまだ少しはございますので、時間は気になさらないで。

○委員 私は先週、地方に参りまして、いろいろな中小の山持ちさん等との話し合いをする機会がございました。そこで、かなり何人かの方々が言っておられることの中に、私もそう思っておった点がありましたので、皆様のご心配は同じだなと思ったわけです。只今の町長さんのお話と全くダブるわけではありますが、今度の新しい森林計画、従来の整備計画というのがあったわけですが、これからかなりの市町村が、3分類をやっていくんだということが、山持ちさんにとっては大変な脅威というか心配を持って深刻な受けとめ方をしております。それもこれも市町村の担当者がそれだけの知識を持っているかどうかということに対して非常に心配をしております。どう見ても林業の専門家がいるような市町村というのは全国的にいうと、まだ微々たるものであります。その点の心配がありますので、市町村が、例えば農業を担当した人が、最近の減反の割り当てと同じように「えい、やっ」でやってしまうのではないかというふうに非常に心配をしております。

その心配は今度のパブリックコメントにもかなり明瞭にあらわれておりまして、皆さんも既にごらんいただいていると思うんですが、例えば森林・林業基本計画の24ページあるうちの、2ページの下から2行目にそういうことが書いてあります。現実には、民有林には確立された「担当者が不在であるとともに云々」というような文章とか、その他、同じような文章が、実は後の方にも繰り返し出てまいります。

その心配は、私も先週直接耳にして、皆様のご心配がかなり一般的なものであろうか

など思ったところでありまして、これが今、急に担当者をふやすというわけにはいかないとありますが、これについては、要するに地元にも、何も市町村の方だけではなくて、地方の大学とか、森林組合とか、いろいろな組織に専門家がおるわけで、そういう人たちの意見をよく聞いて、公平な分類をして、しっかりした市町村森林計画ができることをお願いしたいわけですが、これにつきましては、ただいまの町長さんがおっしゃったように、いろいろな指導を、これから、話がくどくなりますけれども、ぜひひとつ林野庁も県に対する説明等、いろいろ機会があろうかと思いますが、その点のご徹底を特にお願いをしたいと存じます。

全体の計画につきましては大変ご苦勞をおかけして、大変立派なものできたと思っております。

以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

今の点につきましては、これまでもいろいろな場面で、既にいろいろな方々からもご意見をいただいてきたところだと思いますし、林野庁としてもこれから説明会その他いろいろお考えのことだと思いますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかには何か……。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。後ほど諮問答申をする予定でありますけれども、これまでの数カ月の議論、検討の締めくくりとして、基本計画、全国森林計画、経営基盤強化基本方針のいずれについても、本日晒された案のとおり問題なしという結論を出してよろしいかどうか、それについてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 それでは、そうさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと時間も余っているんですけれども、皆さん、ご意見なさそうでございますので、ここでしばらく15分程度お休みをさせていただきますと思います。

○委員 ちょっといいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 「開かれた国民のための森」ということでの取り組みということで、国民の1人として大変期待するんですけれども、ちょっと気になることなんですが、これからいろいろ整備をされていくことがたくさんあちこちに書かれている中で、森というひとつの大変



芸術作品であるものに人の手が入るという意味でちょっと感じたことなんです、日本の森にちょっと入ってみると、わずかなんですけれども、女性や子供を視野においての案内、情報開示ということで林道なんかをちょっと歩いていくときに、非常に稚拙な表現が目立つんです。それは表現だけではなくて、例えば森の案内であとか、そういったことに関するすべてのことなんです、森はそれだけできれいに色彩的にもバランスがとれているところに人の手が入ることで、非常にそのものを壊してしまう。説明することによって、かえって子供たちが受けとめる自然のものがなくなってしまうようなデザインが気になっているんです。

デザインというと大きなテーマではないように思われるかもしれませんが、これから国民が山に入っていくとすれば、私たちはいやが応にも非常にデザイン化された、計算された都市の中に暮らしておりますと、そういう何でもない表示、あるいはそれに伴う色、そういったものに非常に奇異なものを感じて、それだけで森に入るのが嫌になってしまうようなケースが非常に多いと思うんです。特に国有林などでそういったことをこれから開いていく場合に、例えば新幹線のホームのように北から南まで全く一律のデザインでがっくりきってしまうようなものではなく、もっともっとそういった意味では、色、デザインといったもの、人が持っている大変な芸術的な意欲なんですけれども、そういったものも大きく国民に問いながら、とても気をつけてつくっていただけたらなというふうに思います。

特に二、三、植樹祭で伺ったところで、あれだけお金をかけたところなのに、人が余り行きたがらない、あるいは行ってもみんなちょっと展示しているものに、あるいは小さな橋とか、余りにも見えるところだけ整備され過ぎた、木が何か非常に取ってつけたように植てあるようなものを見て、みんな苦笑して、行きたくなくなってしまうような非常に意欲を損なうようなものが、案外簡単にこれから行われていきそうなので、その辺は本当に十分に気をけていただけたらなと思います。

ありがとうございました。

○会長 どうもありがとうございました。その辺はぜひともいろいろな方のご意見を聞いてやっていただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。よろしければ10分ほど休みをとらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後２時２４分 休憩

午後２時４０分 再開

○会長 それでは再開させていただきたいと思います。

森林・林業基本計画の案、全国森林計画の案、それと林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針の見直しの案の諮問に移りたいと思います。いずれも農林水産大臣から諮問をいただき、これに対する審議を行った後に答申をいたします。

それではまず最初に、農林水産大臣の諮問を次長から代読していただくことにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○次長 大臣にかわりまして諮問文を朗読させていただき、その後、手交させていただきます。

「林政審議会会長佐々木恵彦殿

農林水産大臣武部勤

森林・林業基本計画案について諮問

森林・林業基本法第11条第５項の規定に基づき、森林・林業基本計画を別添案のとおり定めることについて、貴審議会の意見を求める。」

同様に全国森林計画でございます。

「全国森林計画の変更について諮問。

森林法の一部を改正する法律付則第２条第１項の規定に基づき、全国森林計画を別添案のとおり変更することについて、森林法第４条第８項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。」

さらに林業経営基盤方針でございます。

「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針の変更について諮問。

林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針を別添案のとおり変更することについて、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第２条第３項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。」

以上でございます。

○会長 ただいま諮問書をいただきました。

それでは森林・林業基本計画、全国森林計画、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針の見直し、これらのご説明をお願いしたいと思います。続けてお願いしたいと思います。まず、企画課長からお願いします。

○事務局 まず、森林・林業基本計画案につきましてご説明を申し上げます。

この森林・林業基本計画は森林・林業基本法の第11条に基づきまして政府が決定することになっているものでございます。この計画自体は4つの部分から構成されておまして、第1が森林及び林業に関する施策についての基本的な方針でございます。この第1の部分では森林・林業基本法に規定されました基本理念であります森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保、これらにつきまして基本的な方針を記述してまいります。

それから第2が、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標でございます。1つは森林の有する多面的機能の発揮に関する目標でございます。これにつきましては、森林を水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3つに区分をいたしまして、それぞれの公益的機能を重視するような形での望ましい森林への将来的な姿を提示をいたしまして、これに向けての誘導の考え方を明らかにしております。

このような森林の整備の際に取り組むべき課題というものを幾つか明らかにしております。1つが多面的な機能の発揮のための森林の管理の推進、2つ目が森林の区分に応じた路網整備と作業システムの導入、3つ目が広く国民に開かれた森林の整備利用の推進、4つ目が山村地域の活性化、5つ目が地球温暖化防止への貢献、6つ目が森林関連データの整備でございます。これらの課題が解決されたという場合における10年後すなわち平成22年、それから20年後、平成32年に実現可能な森林の整備に関する目標を明らかにしております。これは24ページにあるとおりでございますが、森林の3つの区分ごとに10年後、20年後の姿を面積という数値で目標を設定しております。

第2の目標が林産物の供給及び利用に関する目標でございます。これにつきましては、森林の有する多面的機能の発揮、あるいは木材の供給利用の確保のために関係者取り組むべき課題が解決され、3区分にふさわしい森林施策が実施された場合に供給される実現可能な木材の供給量を供給の目標として示すとともに、利用の目標につきましては木材の適切な利用を図るため、関係者が取り組むべき課題を明らかにして、これらの課題が解決された場合において実現可能な利用量を示すということで対応しております。このような供

給利用の目標に関する課題としまして、林業の持続的かつ健全な発展に関する課題、さらに木材の供給および利用の確保に関する課題、これらを明らかにしているところであります。

このような課題が解決された場合の供給及び利用に関する目標といたしまして、34ページにその具体的な数値目標を明らかにしております。平成22年、10年後の木材の供給量として2,500万・の目標を明らかにしております。あわせてこの2,500万・の木材供給をどう用途別に利用していくかの目標が、この第3表にあるとおりでございます。

次の第3の部分が、森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき政策でございます。これにつきましては5つの分野に分けて施策の基本的な方向を明らかにしております。1つは森林の有する多面的機能の発揮に関する政策でございます。その中で重視すべき機能に応じた森林の整備の推進、保安林制度や森林病虫害対策等を通じた森林の保全の確保、目標を明確にした技術の開発及び普及、就業機会の増大や生活環境の整備による山村地域における定住の促進、国民等による自発的な森林整備に関する活動の促進、都市と山村の交流、国際的な協調及び貢献につきまして施策の方向を記述しているところでございます。

第2に林業の持続的かつ健全な発展に関する政策としまして、望ましい林業構造の確立、人材の育成及び確保、就業の促進と林業労働に関する施策、林業生産組織の活動の促進、林業災害による損失の補てん、以上につきまして施策の方向を記述しております。

第3に林産物の供給及び利用の確保に関する施策につきましては、事業基盤の強化、流通及び加工の合理化等、木材産業等の健全な発展、国民への知識の普及、新規事業の開拓等を含む林産物の利用の促進、林産物の輸入に関する措置、こういった点につきまして施策の方向を明らかにしているところであります。

4つ目の点では、国有林野の管理及び経営の事業について明らかにしております。

さらに5つ目といたしまして、団体の再編整備に関する施策についても、その方向を明らかにしているところでございます。

この計画の最後の第4のパートは森林及び林業に関する政策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項でございます。この中で政策の評価と見直し、財政措置の効率的かつ重点的な運用、定期的な見直し等について記述をしているところでございます。

計画の内容は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国森林計画についてよろしく願いいたします。

○事務局 私の方から説明をさせていただきます。

全国森林計画の変更案でございますが、まず全国森林計画につきましては森林法第4条の規定に基づきまして森林・林業基本法第11条に基づく森林・林業基本計画に即しまして、農林水産大臣が全国の森林について5年ごと15年を1期として立てる計画ということになっております。この計画につきましては、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画の規範という位置づけで、主として公益的な流域、全国44でありますけれども、これごとに森林整備の目標等を明らかにするということになっております。今回の変更につきましては、今回、森林・林業基本計画が新たに樹立されたということがありまして、この内容に即するようにするとともに、その計画を踏まえた全国森林計画の計画量というものを見直していくという点、それから森林法の改正に伴いまして、特に公益的機能別森林施業の整備に関する事項ということが新たに入りましたので、それに基づく内容に改めるということとされていることとあります。

それでは計画案の内容についてご説明を申し上げたいと思います。案に沿いまして主な変更点についてご説明を申し上げます。なお、前書きにつきましては、先ほど申し上げました基本計画の内容というものを踏まえて書き足しているというところであります。

続きまして3ページにあります森林整備の基本的な考え方でございます。これにつきましては重視すべき機能に応じた森林の整備を行うという観点から、水土保持林、森と人の共生林、資源の循環利用林に森林を区分するというので、その区分ごとに適切な施業を行っていくということを記載しております。

それで、森林の有する機能ごとの整備の目標及び重視すべき機能に応じた区分ごとの森林整備の基本方針につきましては、4ページに掲げてあります表のとおり定めることとされているところであります。この内容につきましては、それぞれの重視すべきことに応じた森林の区分、つまり水土保持林、森林と人の共生林、資源の循環利用林につきまして、機能ごとの整備の目標、それからその機能に応じた森林の区分ごとの森林整備の基本方針というものを書き込むということにしているところであります。

それから、5ページ目の森林整備の目標というものを掲げてありますが、これにつきましては計画期間内において到達すべき森林資源の状態と、林道の整備率というものを定め

ております。表につきましては、8ページ、9ページの第2表に記載しているところであり、ます。全国広域流域44ごとに育成単層林面積、育成複層林面積、天然性林面積、それから森林の蓄積、林道の整備率、こういう目標を掲げております。さらに3区分別の整備対象面積につきまして、あわせて参考として掲げているというところでもあります。

続きまして、次の変更点ですが、13ページになります。重視すべき機能に応じた森林区分ごとの施業に関する特記事項というのが上の方にありますが、ここで水土保持林、森林と人の共生林、資源の循環利用林、これについての特記事項を書き込むということにいたしました。特に、資源循環利用林についての考え方をここで記載をするということにしています。

それから次の3番目にあります伐採立木材積及び造林面積に関する計画であります。これは第3表、22ページ、23ページに書いてありますが、森林・林業基本計画の目標数値に基づきまして、伐採立木材積、造林面積を掲げているところでもあります。

それから、もとに戻っていただきまして、13ページの後段の方に公益的機能別施業森林の整備に関する事項というものを新たに設けまして、公益的機能別施業森林の設定の考え方、次のページに書いてあります公益的機能別森林施業に関する事項というものを、それぞれの重視すべき機能に応じた森林のタイプ別に掲げておるところであります。

それから、16ページになりますが、林道の開設、その他搬出に関する事項であります。林道の開設に関する計画につきましても、森林・林業基本計画の目標に、計画の考え方に応じまして変更するということにしているところでありまして、それぞれの森林のタイプごとに林道の計画を掲げることとしているところでもあります。

それから、17ページ、森林施業の合理化に関する事項がございますが、ここでは、森林所有者への経営の受委託への働きかけ等を積極的に行う等の基本計画の考え方を、ここに追加して記載するということとしているところでもあります。

それから、19ページの保安施設に関する事項であります。保安林の整備につきましても計画的に推進するということで、これも先ほどの第3表の23ページ、保安林の指定面積というところに、今後の指定する面積を計画しているというところでもあります。それから保安施設事業につきましても、別表の3のとおりでありますけれども、保安林の整備の面積と、さらには保安施設の箇所というものを計画しているところでもあります。

主な変更点につきましては、以上のとおりであります。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、経営課長、よろしくお願いします。

○事務局 林業経営基盤の強化等に関します基本方針についてご説明いたします。

この林業経営基盤の強化並びに木材の生産・流通の合理化に関します事項についての基本方針でございますけれども、これは林業経営基盤強化促進法に基づきまして農林水産大臣が林業経営基盤の強化に関する事項と、木材の生産・流通の合理化に関する事項、この2つについて策定するものでございます。これは都道府県知事が策定する基本構想の指針となるという性格のものでございまして、現行方針につきましては平成8年に策定されたものでございます。今回は新たな森林・林業基本法の方角を踏まえまして、所要の見直しを行うというものでございます。

この内容は前述しましたように、川上部門の林業経営基盤の強化に関する事項と、それから川下部門の木材の生産・流通の合理化に関する事項と、この2つから構成されているわけでございますが、今回の見直しにつきましては、前者の林業経営基盤の強化に関する基本的事項についてのみ行うということでございまして、したがって、この資料の中の4ページの下段以降の「木材の生産・流通合理化に関する基本的事項」、これ以降につきましては特段の改正をしてございません。

今回の見直しの理由、あるいは考え方でございますけれども、現行の方針につきましては、林家等の林業経営体の育成を念頭に置きましていろいろ施策等について記述がございまして、今回の見直しでは、望ましい林業構造の確立という新たな基本法の方角を踏まえまして、森林所有者から受託して施業経営を行う林業事業体を育成対象に加えるということで、林業事業体とあわせまして、これらの者に施業や経営の集約化を図るという観点からの見直しを行ったわけでございます。

従いまして、改正点としましては、従来は育成すべき対象として林業経営者、林業経営体だけであったわけですが、今回はこの対象に林業事業体を追加して、林業経営体、林業事業体、それぞれにつきまして基本的な事項を定めるというような見直しを行ったわけでございます。具体的な内容につきましては、これまでのご審議の中で、縷々説明申し上げておりますので省略させていただきます。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました森林・林業基本計画それから全国森林計画、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針の見直し、この点につきまして何かご意見がございますでしょうか。もしご意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

もしご意見がないようでしたら、先ほどまで大分議論をいたしましたので、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長 よろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは、この辺で審議会としての取りまとめを行いたいと思います。

本日、農林水産大臣からの諮問により森林・林業基本計画、全国森林計画、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針の見直しにつき、本審議会の意見を求められましたが、特段の意見がございませんので、ただいまご審議いただきました森林・林業基本計画、全国森林計画、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本方針の見直し、これら3つについて次のように定めることが妥当であると言ってよろしいでしょうか。もしそうであれば、適当であるという答申をしてよろしければ、「異議なし」と言っていただければよろしいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○会長 それでは、妥当であるというふうに答申をさせていただきたいと思います。

まだ大臣がお見えになってませんので、しばらくお待ちを願ひたいと思います。大臣は15分ごろにお見えになります。あと10分ほどお待ち願わなければいけないのですけれども、お忙しい先生方、しばらくお待ちのほどをお願いいたします。

もう一回、ご案内を申し上げますので、それまでは休憩とさせていただきたいと思います。

午後3時06分 休憩

午後3時11分 再開

○会長 それでは、大臣がおいでになりましたので、ただいまより答申を出したいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

「農林水産大臣 武部勤殿



林政審議会会長・佐々木恵彦

森林・林業基本計画について、この諮問案は妥当であると認める。

同じく、全国森林計画の変更について、この諮問案は妥当であると認める。

林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本計画の策定について、この諮問案は妥当であると認める。」

以上でございます。

よろしくお願いします。

○農林水産大臣 ありがとうございます。

○会長 それでは、大臣からごあいさつをお願いいたします。

○農林水産大臣 ごあいさつ申し上げます。

林政審議会委員の各位におかれましては、7月4日以来、今回を含めまして大変ご多忙の中、短期間にもかかわらず7回もの林政審議会にご出席を賜ったところでございます。これまでのご議論に深く感謝申し上げますとともに、今回初めての試みといたしまして地方の意見を聞いていただくという、「やまびこトーク」というご趣旨で、地方の意見をお聞き取りいただきまして、委員各位には大変お忙しいところ、各地に赴いていただいた次第でございます。このことにつきましても大変ご苦労さまでしたと、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後、基本計画を指針といたしまして、森林・林業政策の推進に一層の努力を傾注してまいり所存でございます。森林・林業基本計画は森林・林業基本法の理念の具体化を図るものでありまして、各地の森林・林業関係者が、その策定を待ちわびていたところでございます。

ご承知のとおり、我が国の森林は国土面積の3分の2を占めるものでありまして、年間9,700万トンという二酸化炭素を吸収しているところでございます。これは、全国の自家用乗用車の排出する二酸化炭素の7割に値するということでありまして、地球温暖化の防止に大きく貢献しているものと、かように存じます。

また、森は、私ども武部私案というものを outs せていただきまして、「森と海は命のふるさと」、こういうふうに掲げているのでありますが、森は多様な生物のふるさとでもございます。森林の働きと生態系としての営みにより、私どもは美しい国土、おいしい水や空気など、多くの恵みを享受してきたところでございます。森林ボランティア団体も、ここ数

年で倍増しているということでありまして、私のふるさととは北海道のオホーツク海に面している斜里町というところでございますけれども、常呂の漁組、佐呂間の漁組、漁業を営んでいる皆さん方が、山に木を植える運動を起こしております。まさに森と海は命のふるさと。川口環境大臣は「森と海は恋人」と言いますけれども、私は「命のふるさと」と、このように申し上げているわけでございます。

一方、林業をめぐる情勢は非常に厳しいものがございまして、20年前に比べますと、杉丸太価格も半減しております。林業所得は3分の1に減少をしているという深刻な状態でございます。

国際的には、毎年、我が国の国土面積 3,700万ヘクタールの3分の1に相当する面積の森林が喪失しているという実態がございます。年平均 1,100万ヘクタールが喪失しているわけでありまして、1分間당りにいたしますと、日比谷公園の 1.3個分、大体21ヘクタールが1分間の間に消えてなくなる。こういう状態になっているわけでございます。

このような情勢も踏まえまして、基本計画は森林の的確な整備の推進を至上命題としているわけですが、これにあわせまして整備を通じて産出される木材の利用の目標もしっかり掲げて、環境の循環を基調とする社会経済システムの構築ということが非常に大事だと思って、私ども、今後、この目標の達成に向けて全力を尽くしてまいりたいと存じます。

また、小泉内閣になりましたから、農山漁村の新しい可能性を切り開いてまいりますという総理の所信表明を軸にしまして、私ども、人と自然の共生する、つまり山村は都市と対立する間柄じゃなくて、共生対流の間柄、このようにとらえまして、多様なライフスタイルを実現するべく、その重要な役割を森林が担っていけるだろう、あるいは山村が担っていけるだろう。かような可能性を求めましてチャレンジしてまいりたいと、かように考えている次第でございます。

計画にも記述しておりますように、これまで森林を守り育て利用してこられました先人たちの英知を受け継ぐとともに、次の世代に引き継ぐことにより、今世紀を「人と自然が共生する森林の世紀」というふうに決意をして努力してまいる所存でございます。

終わりに当たりまして、本当に今年の夏は、大変暑うございましたけれども、今にして思うと、いつの間にやら秋を迎えてしまいました。この間、本当にご熱心にご論議を賜りましたことに、重ねて感謝を申し上げ、私どもも委員の皆様方の思いというものをしっか

り受けとめまして、所期の目的に向かって、今後はさらに地方段階におきましても、さまざまな基本計画の策定に当たるわけですが、私が最後に一言つけ加えますと、全く予期せぬ農林水産大臣の就任になったのでございますが、前任は国会対策の副委員長で議運の筆頭理事ということでございました。何のために農林水産大臣になったのかと振り返って考えますと、森林・林業基本法を取り残さないで、前国会で仕上げるために農林水産大臣になったのかな、しかし、またしばらくたって振り返ると、狂牛病で有名を馳せる大臣として、これを撲滅するために農林水産大臣になったのかなと、こう言われるやもしれないと、このように思っておりますが、農林水産省、とりわけ林野庁、新たなる決意で一丸となって邁進してまいる所存でございますので、今後とも諸先生のご鞭撻とご指導とご支援のほどをお願い申し上げまして、ごあいさつかえさせていただきます。

これをしっかり受けとめさせていただきます。ありがとうございました。

○会長 大臣、どうもありがとうございました。大臣のこれからご指導のもとに林野庁一丸となって、これから森林の新しい方向性を出していただければというふうに思います。本当にありがとうございました。

本日は大臣のご出席のもとで、無事、答申ができましたことを大変ありがたく思っております。どうもありがとうございました。

○農林水産大臣 皆さん、どうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。

○会長 それでは、今、無事に答申を出させていただきましたが、委員各位には長時間にわたって、しかも長い夏の日をご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、本日の林政審議会を閉会いたしたいと思いますが、事務局の方から何か連絡、ございますか。

○高橋企画課長 特にございません。

○会長 どうもありがとうございました。次の予定も入っていないということでございます。

それでは、まことに長いこと、ありがとうございました。

午後3時21分 閉会